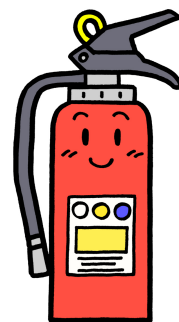


お祭り、イベントなどにおいて

露店等を開設する場合は！



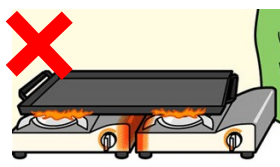
夏まつり、盆踊り、商店会まつり等の催しで、
発電機、ガスコンロ、七輪、電気フライヤーなど
火気器具を使用する露店等を出店する場合には、
消防署へ『露店等の開設届出書』の届出が必要となります。

また、出店する露店等で火気器具等を使用する場合は、
消火器の準備が必要です。

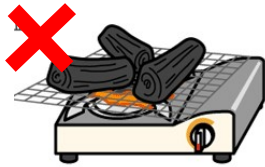
なお、火気器具の周囲に燃料、可燃物等をみだりに放置しないよう
適切に管理をしてください。

【火災予防上必要な主な措置】

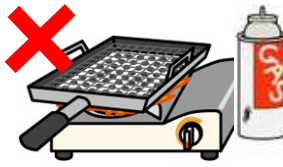
- ☆火気器具の周囲に燃料、可燃物等をみだりに放置しないこと。
- ☆ガスボンベ等の転倒を防止すること。
- ☆ガスホースは、ホースバンドで固定すること。
- ☆発電機への給油は、原則、催し中は実施しないこと。
- ☆ガソリンは、携行缶で保管すること。また、携行缶は、涼しい場所で保管すること。
- ☆喫煙は、指定された喫煙場所で行うこと。



2台並べて使用しない



調理以外の用途に
使用しない



火の近くに
ボンベを置かない



催し中に発電機の
給油はしない

詳しくはお近くの消防署へ

相模原消防署	042-751-0119
南消防署	042-744-0119
北消防署	042-774-0119
津久井消防署	042-685-0119



ご協力よろしく
お願いします